

生涯最後のお仕事を忘れていませんか

1 今から始めよう身の回り不用品の整理

残す物と捨て去る物

- ポイント**
- ① あなたにとって高価なもの・思い出の品
……残された遺族や友人でさえ不用品
 - ② 捨てる勇気……三日もすれば忘れることができる
 - ③ 死後は単なるゴミでも、元気な時なら「買い手」がつくケースも

2 真剣に考え行動しよう

尊厳死選択の奨め

- ポイント**
- ① 尊厳死と安楽死の違い
死期が近づき肉体的苦痛があり患者が「早く逝かせて欲しい」と訴えた場合、医師がこれを受け入れその方向での医療行為を行った場合、「安楽死」と言い医師は法的に罰せられます
一方、生前元気な時、自ら「尊厳死」を選択、文書として肉親に意思表示しておいた場合、医師が延命治療をせず患者の苦痛のみを和らげる治療を施し自然死を待つのが「尊厳死」です
 - ② 文例ヒナ型……別紙参照
 - ③ 一般財団法人「日本尊厳死協会」
年会費 2,000 円を負担することによって、誰でも会員となって各種情報の提供を受たり「尊厳死宣言カード」の発行等を受けることも可能

葬儀に対する考え方

- ポイント**
- ① 火葬のみで葬儀を執りおこなわない
何と3割にもおよぶ葬儀を執り行わない現実、見栄と世間体にこだわらない価値観、家族のみで十分
 - ② 死の事実をいつ誰に知らせるか
葬儀を行う場合・・・危篤または死の直後、葬儀の日程決定次第
同 行なわない・・・葬儀または49日がすんで、もしくは年賀状欠礼挨拶で
 - ③ 極力生前に決めておく事項



棺桶も事前に購入普段は、棚として利用

東急ハンズや通販で購入（2万円前後）葬儀社では、20万円も

全てを身内でするか葬儀社に依頼するか、その範囲・予算、参列者の範囲、場所、香典、供花の受け取りの有無、香典返し等々

葬儀社に依頼する場合、最も大事なことは、費用の総額もしくは上限となる金額を事前に決めておくこと

3-1 相続税について

相続問題と相続税の問題は別物

ポイント 相続税の支払い対象者は、死亡者の僅か4.1%（09年財務省調べ）

2015年1月からの法改正で非課税部分が5,000万円から3,000万円に更に相続人一人あたり控除額が1,000万円から600万円に引き下げ
この結果、支払い対象者は、それでも6%台前半に増加の見込み

3-2 相続について

ポイント ① 何故もめごとが起きるのか？

相続財産の6割が不動産（土地・家屋）特に「主な相続財産は自宅のみ」という人は特に要注意

音信のない相続人、見知らぬ相続人の出現

離婚・再婚で相続の複雑化

② 誰が相続人になれるのか・・・特定

◆ 相続できる可能性がある続柄

① 配偶者

② 子（子が死亡の場合は、代襲相続人である孫・ひ孫）

③ 父母（祖父母）

④ 兄弟姉妹（甥や姪）

◆ 法定相続人

① 戸籍上の配偶者は常に法定相続人

② 第1順位・・・子（胎児を含む）、認知した非嫡出子（嫡出子の半分、ただし最高裁判例では同等）但し子が死亡している場合、孫が相続人（代襲相属・再代襲相続あり）子のいない場合、第2順位へ

③ 第2順位・・・父母（養子の場合、養父母、実父母共に相続人）、子（孫）



も父母（祖父母）もいない場合、第3順位の兄弟姉妹へ

※死亡している場合には甥・姪へ（再代襲なし）

3-3 遺言書を書いておこう

- ポイント**
- ① 遺産分割に関する紛争の防止
 - ② 自分の意思で財産を処分できる
 - ③ 嫁や婿は相続人ではないので、どんなに尽くしてくれた相手であっても、遺言書に相続したい内容を記載しておかないと遺贈は成立しない
 - ④ 慈善団体に寄付したい
 - ⑤ 自分を虐待した子には、遺産をあげたくない、但し遺留分侵害に対し、法定相続人は「遺留分減殺請求」ができるので、注意が必要
 - ⑥ 相続の手続きが簡素化できる例（遺産分割協議書不要）
 - ❶ 前の配偶者の子と、現在の配偶者の子の交流がない
 - ❷ 子がない（妻と姑、小姑と仲が悪い等）
 - ❸ 相続人同士の仲が悪い
 - ❹ 認知症、知的障害者などの相続人がいる
 - ❺ 行方不明、海外居住者の相続人がいる
 - ❻ 配偶者・子・親のいずれもいない（兄弟・姉妹が相続するが遺留分はない）

3-4 遺言書と公証人役場

- ポイント**
- ① 自身で書く遺言書と公証役場で公証人に依頼する遺言書
 - ② お勧めは公証人に依頼する遺言書
 - ③ 2万円程度の費用に代えられない便宜性

3-5 公証人に依頼するにあたり用意するもの

- ポイント**
- ① 本人であることが証明できるもの（運転免許証等写真付）
 - ② 遺言者と相続人との続柄がわかる戸籍謄本
 - ③ 財産を相続人以外に遺贈する場合（嫁・婿等）には、その人の住民票



- ④不動産を含む場合は、登記簿謄本および固定資産の評価証明
- ⑤代理人は、不可
- ⑥二人の立会人（但し相続人とその配偶者等一定の利害関係・未成年者は不可、適当な立会人がいない場合は、公証人役場に相談
- ⑦印鑑を忘れずに持参（実印でなくても可）

ご注意・・・本文及び別紙（文例ヒナ型）は、十分な注意をもって編集しましたが、ご利用にあたっては、再度ご自身でご確認ねがいます

2015年7月文責・光連協



尊厳死を選択したことを宣言します

1. 私の傷病が、現代の医学では不治の状態であり、既に死が迫っていると診断された場合には、ただ単に死期を引き延ばすための延命処置はお断りいたします。
2. 但しこの場合、私の苦痛を和らげるためには、麻薬などの適切な使用により十分な緩和医療を行ってください。
3. 私が回復不能な意識障害（所謂、持続的植物状態）に陥った場合には生命維持処置を取りやめてください。

以上、私の宣言による要望を忠実に果たしてくださった方々に深く感謝申し上げますと共に、その方々が私の要望に従ってくださった行為の一切の責任は、私自身にあることを付記します。

平成 年 月 日

自署 _____ 印